

第 1 章

計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談の件数や不登校児童生徒数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすものとなっています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

上市町（以下「本町」という。）では、こども・子育てに関する施策を推進していくために、これまで「上市町子ども・子育て支援事業計画」「上市町子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」を策定してきました。

このたび策定する「上市町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、こども・若者や子育て当事者に関する計画を一体的に策定するものです。

2 国の動向

国では、こども・若者・子育てを取り巻く状況の変化を踏まえ、法律の制定や制度の創設、新たな計画の策定・推進を行っています。

■こども・若者・子育てに関する法律・制度等

年月	法律・制度など	内容
令和元年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律」成立	こどもの権利の尊重、教育機会の保障、保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記された。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年 11月	「子供の貧困対策に関する大綱」決定	こどもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	「子供・若者育成推進大綱（第3次）」決定	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」決定	こども一人ひとりのウェルビーイング（将来にわたって幸せな状態）を高め、こどもまんなか社会をめざすために、こども家庭庁を創設することが明記された。
令和4年 6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立	児童虐待やヤングケアラー*の増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	「こども基本法」成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされる。また、市町村こども計画の策定が努力義務化された。
令和5年 4月	「こども家庭庁」設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
令和5年 6月	「こども未来戦略方針」閣議決定	若い世代が結婚やこどもを生み育てることへの希望を持ちながらも所得や雇用への不安などから将来展望を描けない現状の課題に対して、異次元の少子化対策を実現するための「加速化プラン」が示された。
令和5年 12月	「こども大綱」閣議決定	「こども基本法」に基づき、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野を一元化し、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針が示された。市町村こども計画は「こども大綱」を勘案し、策定することとされている。
令和6年 6月	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」成立	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育での推進、児童手当等にあてるための子ども・子育て支援金制度の創設等が示された。
令和6年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正	こども大綱を踏まえ、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと及び貧困の状況にある者の妊娠から出産までと、そのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進することが明記された。

3 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画であり、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条で定める地域行動計画を一体化した計画です。

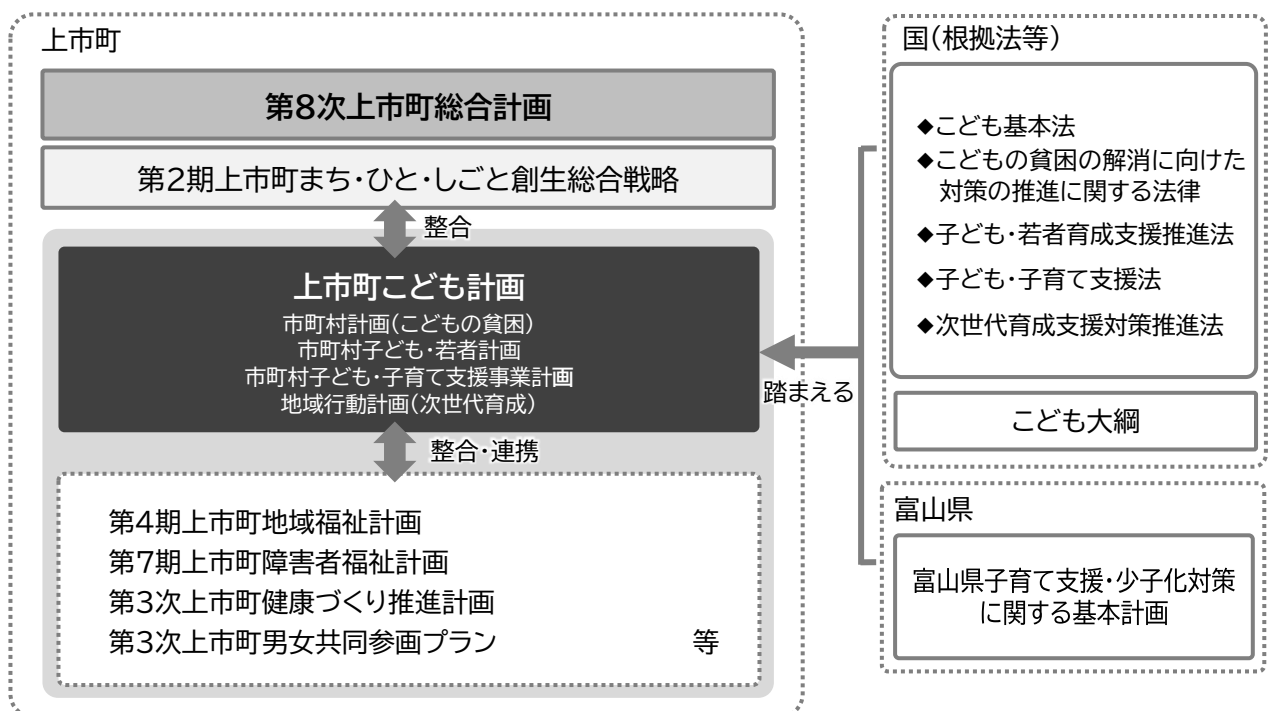
また、本町の最上位計画である第8次上市町総合計画の具体的な行動計画として、富山県や本町の関連計画との整合性を保ちながら、本計画の施策を総合的・一体的に推進します。

■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

■本計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■本計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上市町子ども・子育て支援事業計画(第2期)					
上市町こども計画					

5 計画の対象

本計画は、こどもと子育て当事者、子育て支援にかかわる団体や機関、企業等、本町のすべての町民及び団体を対象とします。

本計画における「こども」とは、就学前、小学生、中学生、高校生等からなる18歳未満の者としてします。「若者」とは18歳以上の成人を超えた方からおおむね30歳未満の者としてします。施策によっては、ポスト青年期と呼ばれる39歳までを対象とします。

6 計画策定に向けた体制

本計画が近年の社会潮流や本町のこどもを取り巻く現状を反映した上で、今後のこども・子育て支援施策のあり方を示した内容となるよう、以下の調査や意見聴取を行いました。また、こどもの保護者代表、子ども・子育て支援事業関係者、学識経験者、その他児童福祉分野の関係者等から構成される「上市町子ども・子育て会議」を開催し、本計画案について審議しました。

(1) 上市町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て当事者の生活実態、今後の要望、意見等を把握し、本計画の策定に活用することを目的として、町内在住の就学前児童の保護者 565 人、小学生児童の保護者 668 人を対象に、「上市町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。

(2) 上市町ヤングケアラーに関する調査の実施

近年課題とされている「ヤングケアラー*」に関して実態を把握し、今後の取組の検討に活用することを目的として、町内の中学校、高校に通う生徒及び教職員を対象に、「上市町ヤングケアラーに関する調査」（以下「ヤングケアラー調査」という。）を実施しました。

(3) 上市町子ども・子育て支援に関する団体ヒアリング調査の実施

こども・子育て当事者とかかわっている団体の視点から、こども・子育てに関する意見や町内のこども・子育ての実態を把握し、本計画の策定に活用することを目的として、町内でこどもや保護者等とかかわりながら活動を行っている団体や支援等を行う機関等を対象に、「上市町子ども・子育て支援に関する団体ヒアリング調査」（以下「団体ヒアリング」という。）を実施しました。

(4) こども・若者へのヒアリング調査の実施

こども・若者が考える本町の実態や今後の意向などを把握し、本計画の策定に活用することを目的として、本町のこども・若者を対象にヒアリング形式による「上市町こども・若者の意見聴取」（以下「こども・若者の意見聴取」という。）を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

町民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に町民の意見を反映させることを目的として、パブリックコメントを実施しました。